

琴平町電子地域通貨「KOTOCA」スマートフォン端末機器等導入事業仕様書

琴平町制限付一般競争入札公告（令和3年琴平町公告第32号。琴平町電子地域通貨「KOTOCA」スマートフォン端末機器等導入事業）に基づく入札等については、公告、関係条例等に定めるもののほか、この琴平町電子地域通貨「KOTOCA」スマートフォン端末機器等導入事業仕様書によるものとする。

1. 事業名

琴平町電子地域通貨「KOTOCA」スマートフォン端末機器等導入事業

2. 事業目的

琴平町は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に起因する消費の低迷が、飲食店や宿泊業をはじめとする町内事業者に大きな打撃を与えており、早急な経済対策が求められている現状にある。

また、琴平町の地域経済循環率は、県下の他市町と比較しても低い水準で、町民への分配所得を向上させるためにも、町内により多くの所得を留める施策が必要である。

このコロナ禍においては、観光等による地域外からの所得の急激な流入は見込めず、さらに、消費者の非接触型決済に係るニーズも高まりつつあり、今後、さらなるキャッシュレス決済の普及が見込まれる中、決済手数料等の負担増大は、琴平町の事業者の所得を減少させる恐れがある。

これらのことから、琴平町は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を、電子地域通貨を利用したキャンペーンの実施を通じた町内消費喚起により支援すること、また、地域外へ流出する所得を抑制することで、町民や琴平町に所在する事業者への分配所得を増加し、地域経済循環率を高め、自立して持続的に発展できる地域経済の基盤をつくりあげることを目指して、カード等による電子媒体で管理可能な地域通貨（以下「電子地域通貨」という。）を導入することとした。

さらに本事業は、接触感染のリスクを低減するため、琴平町内における非接触型決済方式の普及促進のほか、次年度以降の継続利用時は、歩いて健康になるまちづくりを目指す「健康ポイント」を付与するなど、まちづくりのためのプラットフォームとしても活用する。

3. 納入場所 琴平町役場

4. 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日とする。

5. 納入物件

- (1) スマートフォン端末：150式（一括購入）
- (2) 通信回線：150式（5カ月間）
- (3) 保守管理

6. 端末納入期日 令和3年10月15日（金）予定

7. 活用方法

琴平町電子地域通貨「KOTOCA」導入において、次のようなスマートフォン端末機器の活用を想定している。

- (1) 「アプリ型」及び「カード型」のQRコードを読み取ることにより、登録されたポイントを利用するための、「8. 琴平町で検討している電子地域通貨事業の運営方法」の運営方法によりスマートフォンを活用する。

8. 琴平町で検討している電子地域通貨事業の運営方法

琴平町では現在、本事業を次のとおり運営することを検討しているが、本運営方法は、検討段階のものであり、システム業務の受託者との協議により変更する可能性がある。

- (1) 電子地域通貨の発行者は、琴平町とする。
- (2) 電子地域通貨の利用者（以下「利用者」）は、任意の媒体に1円1ポイントで電子地域通貨をチャージし、琴平町内の電子地域通貨利用加盟店（以下「加盟店」という。）で、決済手段としてポイントを利用する。以後、利用者がチャージしたポイントを「チャージポイント」という。
- (3) 琴平町は、利用者のチャージ又は利用者の決済時に、それぞれの金額に応じたポイントをインセンティブとして付与する場合がある。また、琴平町は、琴平町が指定した事業への参加など、利用者が琴平町の指定する条件を満たした場合、利用者にポイントを付与する場合がある。以後、琴平町がインセンティブとして付与するポイントを「プレミアムポイント」という。
- (4) 琴平町は、一定の期間内の加盟店ごとの利用金額を確認し、加盟店に対し利用金額相当の金銭を支払う。（以下「換金業務」という。）
- (5) 琴平町は、チャージの際に利用者から支払われた金銭を収納する。（以下「収納業務」という。）
- (6) 琴平町は、換金業務及び収納業務の実施を別途事業者へ委託する場合があるが、これらの委託料は、本業務の委託料には含まない。以後、琴平町及び琴平町が換金業務及び収納業務の実施を委託する事業者を総称して「管理者」という。

9. スマートフォン端末等の仕様

機器等	仕様
スマートフォン端末 (一括購入)	<ul style="list-style-type: none">・OSはiOS13.0以上及びAndroid10.0以上のOSを搭載したスマートフォン端末であること・端末機は新品のみとし、中古品及び新古品は不可とする。・カメラは、オートフォーカス機能を装備していること・容量は32GB以上であること・バッテリーは、充電後、最大7時間以上の使用に耐えること・電源アダプタが付属していること
通信回線 (5カ月間)	<ul style="list-style-type: none">・通信料は、月額定額制であること・通信回線の契約期間は、令和3年11月1日～令和4年3月31日までの5カ月間とする。・契約期間中、4G通信を提供することはもちろんのこと、通

	<p>信障害時の補完策として最低限の通信環境確保のための3G通信も利用できる契約であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信量は、1ヶ月当たり1台に対し2GB以上とすること ・通話料が発生しないよう、通話ができない状態にすること
スマートフォン端末等補償サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内に発生した使用者の瑕疵によらない故障に対する修理、交換を無償で行うこと ・故障・紛失等対応数に制限を設けないこと ・補償サービスの受付窓口とその他保守窓口が連携していること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・端末設定時等に協力すること

10. 請求及び支払いについて、以下の条件を満たすこと。

- (1) 請求は一括請求とし、請求書に通信料金とスマートフォン端末代金の内訳を記載すること。なお、請求者は、落札事業者とする（落札事業者以外からの請求は認められません）。

11. 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務委託より知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約終了後においても同様とする。

(3) 損害賠償責任

受託者が、本業務の実施に際し、琴平町又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、琴平町に起因するものを除き、すべて受託者の責任として対応すること。

(5) 法令順守

保守業務を履行するに当たっては、琴平町契約規則（平成24年規則第1号）、琴平町個人情報保護条例（平成17年条例第14号）をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

12. 費用負担

保守業務の遂行にあたり、受託者の人件費、出張旅費、諸手当、琴平町との打ち合わせなどの各種会議等で使用する印刷物の作成、成果品の納品にかかる消耗品（電子媒体等、印刷物作成等に要する用紙等を含む）、連絡調整に必要な電話、郵便等の通信運搬費等については、すべて契約金額に含まれるものとする。

また、上記に定めのない事項が発生した場合の費用については、別途協議を行う。

13. 一括再委託の禁止

本業務と一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本

業務の一部について、あらかじめ琴平町が認めた場合は、この限りではない。

14. その他

- (1) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託者の責任において行うこと。
- (2) 琴平町は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の進捗状況等について調査し、または、報告をもとめることができるものとし、この場合には、受託者は琴平町の指示に従い誠実に対応しなければならない。
- (3) その他仕様書に記載されていない事項については、琴平町と受託者が誠意をもって協議し対処すること。